

年金記録訂正請求に係る答申について

東海北陸地方年金記録訂正審議会

令和2年6月25日答申分

○答申の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとするもの 0件

国民年金関係 0件

厚生年金保険関係 0件

(2)年金記録の訂正を不要としたもの 3件

国民年金関係 0件

厚生年金保険関係 3件

厚生局受付番号 : 東海北陸 (受) 第 1900377 号

厚生局事案番号 : 東海北陸 (厚) 第 2000025 号

第 1 結論

請求期間①について、請求者の A 社 (現在は、B 社) における厚生年金保険被保険者資格の取得年月日の訂正を認めることはできない。

請求期間②について、請求者の A 社における厚生年金保険被保険者資格の喪失年月日の訂正を認めることはできない。

第 2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 23 年生
住 所 :

2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : ① 昭和 39 年 4 月から昭和 40 年 4 月 3 日まで
② 昭和 40 年 9 月 15 日から昭和 41 年 8 月まで

中学校卒業後の昭和 39 年 4 月に A 社に入社し、その後、昭和 41 年 8 月まで同社に勤務していたが、請求期間①及び②については、厚生年金保険の被保険者として記録されていないので、当該期間を厚生年金保険の被保険者として、記録を訂正してほしい。

第 3 判断の理由

請求期間①について、請求者は、昭和 39 年 4 月から A 社で一緒に働き始めたとして、同僚 3 人の名前を挙げているものの、当該同僚のうち一人は、中学校を卒業 (昭和 39 年 3 月卒業) してから 1 年後に請求者と一緒に同社に入社した旨陳述している上、厚生年金保険被保険者原票によれば、請求者及び当該同僚 3 人の同社に係る資格取得日は、いずれも昭和 40 年 4 月 3 日となっていることが確認できる。

また、C 機関から提出された就職者名簿の A 社に係るページにおいて、請求者及び上述の同僚 3 人の氏名が記載されており、ページの余白欄に日付印 (昭和 40 年 3 月 26 日及び昭和 40 年 3 月 30 日) が確認できるものの、同機関は押印されている日付が何の日付であるかは分からない旨陳述している。

さらに、B 社は、請求期間①に係る資料を保管していない旨陳述している上、同社の事業を譲り受けた D 社も当該期間に係る資料を保管していない旨陳述していることから、請求者の当該期間に係る勤務実態及び厚生年金保険料の控除について確認することができない。

加えて、請求者は請求期間①に係る給与明細書等の資料を保管していない上、

A社において厚生年金保険被保険者記録が確認できる複数の同僚に照会を行ったが、請求者の当該期間に係る勤務実態及び厚生年金保険料の控除をうかがわせる陳述は得られなかった。

請求期間②について、請求者は、昭和41年8月にA社を退職した後、E県に帰郷した旨陳述しているものの、C機関から提出された旅客名簿によれば、請求者が昭和40年9月26日にE県行きの船に乗船していたことが確認できる。

また、B社及びD社は、請求期間②に係る資料を保管していない旨陳述していることから、請求者の当該期間に係る勤務実態及び厚生年金保険料の控除について確認することができない。

さらに、請求者は請求期間②に係る給与明細書等の資料を保管していない上、A社において厚生年金保険被保険者記録が確認できる複数の同僚に照会を行ったが、請求者の当該期間に係る勤務実態及び厚生年金保険料の控除をうかがわせる陳述は得られなかった。

このほか、請求者の請求期間①及び②に係る勤務実態及び厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情はない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、請求者が厚生年金保険被保険者として請求期間①及び②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

厚生局受付番号 : 東海北陸(受)第1900417号
厚生局事案番号 : 東海北陸(厚)第2000026号

第1 結論

請求期間について、訂正請求記録の対象者のA事業所(昭和44年7月1日以降は、B社)における厚生年金保険被保険者資格の取得年月日及び喪失年月日の訂正を認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名(続柄) : 女(妻)
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和13年生
住 所 :

2 被保険者等の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和9年生

3 請求内容の要旨

請 求 期 間 : 昭和24年から昭和34年まで

請求期間について、夫は、A事業所に勤務していたが、厚生年金保険の記録がない。勤務していたことは間違いないので、年金の給付に反映される記録に訂正してほしい。

第3 判断の理由

請求期間について、請求者は、訂正請求記録の対象者の同僚の名前を挙げ、訂正請求記録の対象者がA事業所に勤務していた旨主張している。

しかしながら、A事業所の請求期間当時の事業主は亡くなっている上、当該事業主の妻であるB社の代表取締役は、訂正請求記録の対象者を記憶しておらず、請求期間当時の資料を保管していないことから、訂正請求記録の対象者の当該期間に係る勤務について確認できない。

また、A事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿及びオンライン記録(以下「被保険者名簿等」という。)によると、同事業所が厚生年金保険の適用事業所となったのは、昭和33年2月26日であることが確認できるところ、上述のB社の代表取締役は、創業時期は厚生年金保険の適用事業所となった頃である旨陳述している。

さらに、昭和33年2月26日にA事業所において厚生年金保険被保険者資格を

取得した複数の者に照会したものの、訂正請求記録の対象者及び上述の同僚を記憶している者はおらず、同事業所に係る被保険者名簿等において訂正請求記録の対象者及び上述の同僚の名前は確認できない。

加えて、請求者は、請求期間に係る訂正請求記録の対象者の給与明細書等を所持していないことから、当該期間に係る厚生年金保険料の控除について確認できない。

このほか、訂正請求記録の対象者の請求期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情はない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、訂正請求記録の対象者が厚生年金保険被保険者として請求期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

厚生局受付番号 : 東海北陸(受)第1900517号

厚生局事案番号 : 東海北陸(厚)第2000027号

第1 結論

請求期間について、請求者のA社(平成24年4月*日に、B社と合併し解散)における厚生年金保険の標準賞与額に係る記録の訂正を認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 女

基礎年金番号 :

生 年 月 日 : 昭和46年生

住 所 :

2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : 平成17年6月

賞与の支払月は、はっきり記憶がないものの、A社から平成17年夏の賞与を支払われた。標準賞与額の記録がないので、年金給付に反映される記録に訂正してほしい。

第3 判断の理由

請求期間について、B社は、当時の資料は保管しておらず、請求者に対する賞与の支払の有無は不明である旨回答しているところ、請求者は、賞与明細書等の資料を所持していない上、賞与の振込先であったとされる金融機関は当時の資料を保管していないことから、当該期間に係る賞与の支払及び厚生年金保険料の控除について確認できない。

このほか、請求者の請求期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情はない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、請求者が厚生年金保険被保険者として請求期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことを認めることはできない。

なお、B社の社会保険担当者は、賞与について、支払対象となるのは、賞与支払月の前月15日に在籍している者であり、一般社員は退職者も含めてすべて同じ日に支払う取扱いである旨陳述しているところ、オンライン記録によると、複数の同僚の平成17年夏の賞与支払年月日は平成17年7月8日と記録されていることが確認できる。

また、厚生年金保険の被保険者期間については、厚生年金保険法第19条第1項の規定により、「被保険者期間を計算する場合には、月によるものとし、被保険者の資格を取得した月からその資格を喪失した月の前月までをこれに算入す

る。」とされており、厚生年金保険料については、同法第 81 条第 2 項の規定により、「保険料は、被保険者期間の計算の基礎となる各月につき、徴収するものとする。」とされているところ、オンライン記録によると、請求者は、平成 17 年 7 月 5 日に A 社における厚生年金保険被保険者資格を喪失していることが確認できることから、請求者について、複数の同僚と同様に平成 17 年 7 月 8 日に賞与が支払われていたとしても、この賞与については、厚生年金保険被保険者資格を喪失した月に支払われた賞与となり、厚生年金保険料控除の対象とはならない。